

VI 静岡県の最低賃金

地域別最低賃金	最低賃金額	効力発生	適用労働者の範囲
	時間額（ ）は改定前		
静岡県最低賃金	1,034 円 (984)	R6.10.1	静岡県内で働くすべての労働者に適用されます。ただし、下表に掲げる産業に従事する事業場の労働者には、該当する「特定最低賃金」が適用されます。

静岡県特定最低賃金件名	最低賃金額	効力発生	特定最低賃金の適用除外労働者の範囲 (以下の適用除外労働者には、「静岡県最低賃金」が適用されます。)
	時間額（ ）は改定前		
鉄鋼、非鉄金属製造業	1,057 円 (1,012)	R6.12.21	(1) 下記「特定最低賃金共通の適用除外労働者」に記載の①～③の者 (2) 次に掲げる業務に主として従事する者 ① 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務 ② 手工具を用いて行うバリ取り、組線、かしめ又は刻印打ちの業務 ◆ 検査業務は、適用除外になりません。
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	1,073 円 (1,028)	R6.12.21	(1) 下記「特定最低賃金共通の適用除外労働者」に記載の①～③の者 (2) 次に掲げる業務に主として従事する者 ① 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務 ② 手工具を用いて行うバリ取り又は刻印打ちの業務 ③ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け(※)又は巻線の業務 (※) ハンダ付け業務は、「取付け」には該当しません。 ◆ 検査業務は、適用除外になりません。
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,042 円 (997)	R6.12.21	(1) 下記「特定最低賃金共通の適用除外労働者」に記載の①～③の者 (2) 次に掲げる業務に主として従事する者 ① 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け(※)又は巻線の業務 (※) ハンダ付け業務は、「取付け」には該当しません。 ② 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務 ◆ 検査業務は、適用除外になりません。
◆ 「特定最低賃金 共通の適用除外労働者」 ① 18 歳未満又は 65 歳以上の者 ② 雇入れ後 6 か月未満の者であって、技能習得中のもの(技能実習生は除く) ③ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者			

- 注) 1. 最低賃金の対象となる賃金には、(1)精皆勤手当、(2)通勤手当、(3)家族手当、(4)臨時に支払われる賃金(結婚手当など)、(5)1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)、(6)時間外労働・休日労働に対する賃金、(7)深夜労働に対する割増賃金は算入されません。
2. 実際の賃金が最低賃金額以上となっているかを調べるには、日給制、月給制など(時間給制以外)の場合には、上記 1. の除外賃金以外の最低賃金の対象となる賃金額を、「時間当たりの金額」に換算し、最低賃金(時間額)と比較します。
3. 精神や身体の障害により他の労働者に比べて著しく労働能力の低い者などには、使用者が静岡労働局長の許可を受けることを条件として、個別に最低賃金額を減額して適用することが認められています。

資料：静岡労働局労働基準部賃金室